

会 務 月 報

第405号

発行 一般社団法人 日本建築士事務所協会連合会

■平成28年11月常任理事会議事概要

1. 日 時 平成28年11月17日（木）
13:30～15:40
2. 場 所 日事連会議室
3. 常任理事会構成者総数、定足数及び出席者数
常任理事会構成者総数14名、定足数8名、出席者数14名
4. 出席者及び欠席者の氏名
出 席 者
会 長 大内達史
副 会 長 富岡 學、佐野吉彦、佐々木宏幸、栗原憲昭、
遠藤正幸、岩本茂美
専務理事 居谷献弥
常任理事 伊藤光洋、植村吉延、岡村則満、栗原信幸、
堂田重明、新沼義雄
事 務 局 前田敏明事務局長兼総務課長、鈴木雅之広報
企画担当課長、千浜民子業務課長
5. 議 長
大内達史会長より議長について語り、栗原憲昭副会長を議長
に選任した。
6. 議事録署名人
大内達史会長、栗原憲昭副会長
7. 議 事
(1) 専決事項
1) 第126回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュー
ール及び議事等の決定の件
事務局より、資料1によって第126回建築士事務所協

会全国会長会議等のスケジュール等について説明がなされ、異議なく資料1のとおり決定した。

(2) 協議事項

- 1) 平成28年度上半期事業報告及び決算報告（案）について

事務局より、資料2-1によって平成28年度上半期事業報告について、会議報告、事業概要、総務・財務、教育・情報、業務・技術、広報・渉外、指導運営、熊本地震への対応、基本問題検討、景観・まちづくり、住宅金融支援機構適合証明業務、会員動静に関するそれぞれの事業報告の内容の説明がなされた。

続いて、資料2-2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成28年度上半期決算報告について、次の趣旨の説明がなされた。

7月に熊本地震への対応のために予算の補正を行い、一般会計では、建築復興支援センター事業支出1,000万円及び熊本会への義捐金として渉外費100万円等を支出している。なお、この事業報告及び決算報告は11月9日の監査会を経たものである。

協議の結果、資料2-1及び資料2-2の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

- 2) 和歌山大会開催に向けた全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成について

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成29年度の第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、年明けより活動を行いたい。なお、委員構成については、委員長に主管会が所属するブロック（近畿ブロック）選出の副会長、副委員長に主管会（和歌山会）会長及び委員5名の合計7名とする。

協議の結果、資料3の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

- 3) 青年ワーキンググループの設置について

事務局より、資料4により次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会のもとに青年ワーキンググループ（WG）を設置し、①次世代の建築士事務所のあり方、②青年部会の設立推進・統括、③平成29年度第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）に向けた話創会等の企画、等を検討したい。なお、総務・財務委員会で、主査は、建築士事務所の業務環境改善WGの委員から選出するか、同WGの委員以外から選出された場合には、同WGの委員に就任してもらうこととした。

大内会長より、10月の全国大会の際に実施した青年話創会が成功裏に終わった。継続することが大事であり、多くの単位会で次世代を担う若者が集う場を設けてほしいとの発言がなされた。

協議の結果、資料4の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

4) 平成29年度日事連建築賞の募集要項等について

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

募集要項については、前年度に引き続き、対象建築作品、応募資格者及び応募手続き等について従来どおりの規定で実施していくこととしたい。委員については、全員留任である。今回の主な変更点は、年度が変わったことによる対象建築作品の竣工年月日の期間及び応募締切日等である。なお、国の施策として既存建築物の有効活用が推進されており、リノベーション等の建築物であっても、検査済証が交付されたものであれば応募が可能であることを周知広報する。

堂田常任理事より、募集要項の提出書類に検査済証の写しとあるが、リノベーション等の建築物は確認申請が不要で検査済証が交付されないものも多い。検査済証のないリノベーション等の建築物は対象外かとの質問がなされた。

大内会長より、日事連の賞としてある一定の基準を担保するため、検査済証の交付が前提である。今後状況が変わった際に、必要に応じ検討したいとの回答がなされた。

協議の結果、資料5の原案を了承し、11月通常理事会に提案することを決めた。

5) 11月通常理事会の議題等について

事務局より、資料6によって説明がなされ、協議の結果、原案どおり資料6を11月通常理事会開催通知とすることを決めた。

(3) 報告事項

1) 宅建業法改正におけるインスペクター資格にかかわる要望について

居谷専務理事より、資料7によって次の趣旨の説明がなされた。

既存建物の流通促進、建物の買主等の利益の保護を図るため、宅地建物取引業者に対し、建物の構造耐力上主要な部分等の状況の調査を実施する者のあつせんに関する事項の媒介契約書への記載、当該調査結果の買主等への説明等を義務付ける改正宅地建物取引業法が6月に公布された。

社会資本整備審議会不動産部会では、地方都市ではインスペクションを行える建築士の数が少ないことも勘案し、一定の講習を受けた場合には、宅地建物取引士にもインスペクターの資格を与えることを検討するべきではないか。建築士以外でも国等が認定する資格試験を課すことで、インスペクションを実施することが可能ではないか等の意見が出ている。

四会（日事連、士会連、JIA、日建連）では、建築士以外にインスペクション業務を行わせることを危惧し、国土交通省に対し、建築士による調査を前提とした制度設計とするよう要望書を提出するか協議しているところである。

2) 建設産業政策会議について

居谷専務理事より、資料8によって次の趣旨の報告がなされた。

7月に開催された中央建設業審議会において、建設産業の将来展望や建設業関連制度の基本的な枠組みを検討する場を設けることとされたことを踏まえ、新たに建設産業政策会議が設置された。本会議では、劇的な進展を遂げるAI、IoTなどのイノベーション、確実に到来する労働力人口の減少といった事態を正面から受け止め、10年後

においても建設産業が「生産性」を高めながら「現場力」を維持できるよう、法制度はじめ建設業関連制度の基本的な枠組みについて有識者による検討を行い、平成29年6月頃を目途に取りまとめることとしている。

大内会長が委員に就任したが、10月の第1回会議には、都合により佐野副会長が出席した。

3) 社整審の官公庁部会の審議について

居谷専務理事より、資料9によって次の趣旨の報告がなされた。

品確法の改正等を受け、官公庁施設整備の発注者が、設計者、施工者等との適切な役割分担を踏まえ、事業の各段階において発注者の役割・責任を果たすことが求められ、官公庁施設整備の発注者は、体制等が多様な状況にある。こうした背景から、官公庁施設整備を適切に実施するために基本とすべき発注者のあり方について、公共建築工事の特徴を踏まえて整理し、多様な発注者が役割・責任を果たしていくための方策を示す必要があることから、本年6月に、国土交通大臣から社会資本整備審議会に対して「官公庁施設整備における発注者のあり方について」諮問され、これまで8月、10月と2回の審議が行われた。なお、日事連からは委員は就任していない。

4) 実務者のための設計・監理契約書講習会の開催について

事務局より、資料10によって次の趣旨の説明がなされた。

改正建築士法に対応するため、四会連合協定建築設計・監理等業務委託契約約款調査研究会（四会研究会）では、平成27年3月に契約書類を改訂、新たに小規模向けの契約書類を作成・発行し、平成28年9月に四会契約約款の解説書についても改訂したところである。今般、単位会及び日事連主催、四会研究会共催で、この新しい解説書を用いて「実務者のための設計・監理契約書」講習会を開催することとした。なお、原則としてDVD講習とし、DVDは四会研究会から無償で貸し出す。

5) 建築士事務所厚生年金基金の状況について

事務局より、資料11によって次の趣旨の説明がなされた。

平成28年2月の建築士事務所厚生年金基金代議員会では、受給者（既に年金を受け取っている者）及び受給待機者に対して、引き続き給付利率5.5%で年金を支給可能な財政状況であったため、代行返上し、受給者とともに企業年金基金（後継制度）へ移行することを議決し、平成27年12月の建築士事務所協会全国会長会議でもその方針を報告したところである。しかし、平成27年度末にかけて株価が大きく下げたこと等により、当初見込んでいた新制度への財源が減少し、①受給者（待期者）の給付を保証した場合には、加入員（現役）の給付が大幅に減少すること、②加入員の給付を維持する場合には事業主負担の増加が避けられないことが判明した。9月の代議員会で再検討の結果、受給者を後継制度へ連れて行かないこと及び参加希望事業所の加入員の残余財産（国への代行返上後）を後継制度に持込み、参加しない事業所の加入員等には各自の持ち分を分配することを決定した。

6) 非構造部材の安全性確保に向けてのJSCAの提言について

居谷専務理事より、本件について7月の常任理事会で協議し、9月の常任理事会に報告したところだが、JIAの意見を取り入れ資料12のとおり最終版の提言となった。なお、日建連はこの提言には加わらなかったとの報告がなされた。

7) 会員・構成員異動報告

平成28年8月末、9月末及び10月末の会員及び構成員数等が、事務局より次のとおり報告がなされた。単位会別構成員数等は資料13のとおり。

平成28年8月31日現在 正会員46団体、構成員14,819事務所、賛助会員5社

平成28年9月30日現在 正会員46団体、構成員14,834事務所、賛助会員5社

平成28年10月31日現在 正会員46団体、構成員

14, 847事務所、賛助会員5社

8) 後援名義等使用の催物について、事務局より資料14により報告がなされた。

9) 経過報告について、事務局より資料15により報告がなされた。

10) その他

堂田常任理事より、県等の公共工事で監理業務費の部分払いがなされているかとの質問があり、以下の発言がなされた。

植村常任理事—奈良県では金額が500万円を超えると2回払いにしてもらえるが、請求しない者が多い。県に請求するべきである。

居谷専務理事—国土交通省官庁営繕部に確認した際、発注者が了承すれば制度上部分払いは可能であるが、担当者が面倒と感じるか部分払いが可能なことを知らないのではと言われた。必要とあれば調査する。

佐々木副会長—国と県では違う。また、国土交通省官庁営繕部は都道府県を指導できない。

協議の結果、この件については、業務・技術委員会に対応することとした。

<配付資料>

資料1：第126回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

資料2-1：平成28年度上半期事業報告書

資料2-2：平成28年度上半期決算報告書

資料3：第41回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成について

資料4：青年ワーキンググループの設置について

資料5：平成29年度日事連建築賞募集要項及び選考委員会委員について

資料6：平成28年11月通常理事会開催通知

資料7：宅地建物取引業法の一部を改正する法律案他

資料8：建設産業政策会議の設置について

資料9：社会資本整備審議会への諮問について他

資料10：「実務者の為の設計・監理契約書」講習会実施要項他

資料11：建築士事務所厚生年金基金の状況について他

資料12：非構造部材の安全性確保に向けての提言

資料13：会員・構成員異動報告等

資料14：後援・協賛名義使用の件

資料15：経過報告

■第1回総務・財務委員会議事概要

日時 平成28年11月10日（木）13：30～16：40

場所 日事連会議室

出席者 委員長 栗原信幸

副委員長 岡村則満

委員 佐々木章、坂本忠志、飯田真寿郎、高橋宏、
車田聡、田中之博

担当副会長 佐々木宏幸

事務局 居谷専務理事、前田、松谷、深澤

議事

(1) 総務・財務委員会の分担事項及び平成28年度事業計画等について

事務局より、資料1によって日事連の機構、総務・財務委員会の分担事項及び平成28年度事業計画等について説明がなされた。

(2) 平成28年度上半期事業報告及び決算報告について

1) 平成28年度上半期事業報告について

事務局より資料2-1によって、会議報告、事業報告及び会員動静について概要説明がなされた。

総務・財務に関する事業報告は以下のとおり。

①会員・構成員異動

②会員増強に対する単位会の意識の高揚を図ることを目的に、一昨年度から「会員増強単位会表彰制度」を設け、2単位会の表彰を決めたこと

③建築・設計業界の環境を整備、改善するために特に重要と思われる課題について、執務環境整備ワーキング

グループで調査・検討し、報告書をまとめ、6月の建築士事務所協会全国会長会議で中間報告を行ったこと

④第40回建築士事務所全国大会（東京開催）及び全国大会の式典前に近隣の会場で「青年話創会」という次世代を担う設計者を対象とした行事の実施

⑤年次功労者表彰の実施

⑥各種保険制度の運営について

2) 平成28年度上半期決算報告について

事務局より、資料2-2によって一般会計及び適合証明業務登録機関特別会計の平成28年度上半期決算報告について、次の趣旨の説明がなされた。

熊本地震への対応のために、7月に予算の補正を行い、一般会計では建築復興支援センター事業支出1,000万円及び熊本会への義捐金として渉外費100万円等を支出している。

協議の結果、資料2-1及び資料2-2のとおり常任理事会に提案することとした。

(3) 和歌山大会開催に向けた全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成について

事務局より、資料3によって次の趣旨の説明がなされた。

平成29年度の全国大会（和歌山大会）の実施に向けた企画、立案等のために特別委員会を設置し、2月上旬頃より活動を行いたい。委員会は、主管会（和歌山会）が所属するブロック選出副会長を委員長、主管会会長を副委員長とし、総勢7名で構成する。

協議の結果、資料3のとおり常任理事会に提案することとした。

(4) 建築士事務所全国大会の運営について

事務局より、資料4によって次の趣旨の説明がなされた。

全国大会の地方と東京の隔年開催の是非について、これまで総務・財務委員会、正副会長会及び常任理事会で協議を重ねてきたが、9月の常任理事会で、総務・財務委員会で最近の地方開催の収支状況等を分析し、検討することとした。

まだ開催していない会は14会、2回開催した会は2会で

ある。また、東京開催を中止し毎年地方開催とした場合、2年に1度日事連の負担が900万円余増える。27年度の茨城大会の支出が3,888万円と25年度の三重大会より1,870万円余少ないが、会場使用・設営費と企画会社への支払等を節減したためである。

委員から次の意見が出された。

- ・毎年地方での開催で良いのではないかという意見が多い。東京開催の関心が低くなってきている。
- ・毎年全国大会を開催する必要があるのか等、原点を考える必要があるのではないかな。
- ・地方開催の会場費等に差が見られる。あまり過大にならないように予算設定を行う必要があったのではないかな。
- ・「予算ありき」の全国大会という考えにしていかなければ、日事連及び主管会の負担がますます大きくなるのではないかな。
- ・日事連は会場使用料、設営費及び建築作品展示にかかわる部分を負担し、それ以外の部分は主管会の出来る範囲で負担する等したら良いのではないかな。
- ・ブロックの持ち回り（順序）を崩し、開催を希望しない単位会で無理に開催する必要はない。
- ・主管会事務局の人件費や備品購入費、事前の視察経費等が、全国大会開催経費に当たるのか。これらを除けば、主管会の負担はほとんどない。

協議の結果、毎年地方開催との意見が多いが、日事連の負担を減らして毎年地方で実施可能か引き続き委員会で検討していくこととした。

(5) 青年WGの設置について

事務局より、資料5によって次の趣旨の説明がなされた。

総務・財務委員会のもとに青年ワーキンググループ（WG）を設置し、①次世代の建築士事務所のあり方、②青年部会の設立推進・統括、③平成29年度第41回建築士事務所全国大会（和歌山大会）に向けた話創会等の企画、等を検討したい。

協議の結果、同WGの主査は、建築士事務所の業務環境改

善WGの委員より選出するか、同WGの委員以外から選出された場合には同WGの委員に就任してもらうことで常任理事会に提案することとした。

(6) Web会議の運用等について

事務局より、資料6によって次の趣旨の報告がなされた。

日事連は委員会等の開催に当たり、機動的な委員会の運営とともに旅費の支出削減を図ることを目的に、パソコン・インターネットによるWeb会議システムの運用を4月より開始し、これまでにWeb会議を5回実施した。

上半期は、前期の委員による最後の委員会と委員変更後の初回の会議が多く、Web会議の実施が少なかったが、今後は増やす予定である。

今後、熊本地震関連の会議の運営及び単位会より申請のあったブロック協議会等の単位会同士の会議を機動的に行うツールとして、当面、日事連で運用しているWeb会議のIDを暫定的に貸し出すこととする。

委員より次の質疑等があった。

- ・日事連からは各単位会へヘッドセットを1セット提供しているが、ブロック協議会でWeb会議を開催する場合、複数の参加者がいるため、集音マイクとスピーカーが必要となる。今後、日事連が助成等行うのか。

ー業務環境改善WGで今後検討していくこととする。

- ・今後、委員会でWeb会議を実施する場合、都度、単位会事務局へ出向いてWeb会議に参加しなければならないのか。

ーWeb会議に参加できる環境（パソコン、ヘッドセット及び光通信等）であれば、委員の事務所等からでも参加は可能である。ただし、委員の事務所ではWeb会議に参加する場合は、旅費を支給しない。

(7) 第126回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

事務局より、資料7によって12月2日に銀座東武ホテルで行われる第126回建築士事務所協会全国会長会議のスケジュール等について説明がなされた。

協議の結果、資料7のとおり常任理事会に提案することとした。

(8) 賛助会員の入会促進等について

事務局より、資料8によって次の説明がなされた。

現在、日事連の賛助会員は5社、会費は年15万円である。賛助会員への対応は、全国大会式典・懇親会、総会懇親会への招待、名簿（冊子）及びホームページのリンク集への掲載等である。かつては、年1回会報（1ページ）に広告を無料掲載していた時期もあった。

委員より、日事連で賛助会員の入会促進を図ると、単位会の賛助会員が日事連に鞍替えする可能性があるのではないかと質問がなされ、栗原委員長より、その様なことも含め会員増強について業務環境改善WGで検討したいとの回答がなされた。

(9) 景観・まちづくり特別委員会の活動状況について

事務局より、資料9によって次の趣旨の報告がなされた。

景観・まちづくり委員会の報告は、昨年度までは広報・渉外委員会で行っていたが、今年度より総務・財務委員会で行うこととなった。

建築関係団体と地方公共団体で構成される「建築等を通じた良好な景観形成・まちづくり推進協議会」WGに景観・まちづくり特別委員会より2名の委員を派遣し、建築等を通じた良好な景観形成・まちづくりを推進するための事業の運営に協力している。また、単位会・会員への景観・まちづくりに関する継続的な情報提供のため、会誌「日事連」4月号に特集「景観・まちづくり」を企画・掲載し、9月号まで「景観・まちづくり地域探訪」と題し、東京会会員、大阪会、埼玉会、千葉会、茨城会及び神奈川会の取り組みを連載した。

(10) 建築士事務所厚生年金基金の状況について

事務局より、資料10によって次の趣旨の報告がなされた。

平成28年2月の建築士事務所厚生年金基金代議員会では、受給者（既に年金を受け取っている者）及び受給待機者に対して、引き続き給付利率5.5%で年金を支給可能な財政状況であったため、代行返上し、受給者とともに企業年金基金

(後継制度)へ移行することを議決し、平成27年12月の建築士事務所協会全国会長会議でもその方針を報告したところである。しかし、平成27年度末にかけて株価が大きく下げたこと等により、当初見込んでいた新制度への財源が減少し、①受給者(待期者)の給付を保証した場合には、加入員(現役)の給付が大幅に減少すること、②加入員の給付を維持する場合には事業主負担の増加が避けられないことが判明した。9月の代議員会で再検討の結果、受給者を後継制度へ連れて行かないこと及び参加希望事業所の加入員の残余財産(国への代行返上後)を後継制度に持込み、参加しない事業所の加入員等には各自の持ち分を分配することを決定した。

○次回委員会開催予定

平成29年2月21日(火) 13:30～16:30

(Web会議)

(配付資料)

資料1:総務・財務委員会の分担事項及び平成28年度事業計画等について

資料2-1:平成28年度上半期事業報告書

資料2-2:平成28年度上半期決算報告書について

資料3:第41回全国大会運営特別委員会の設置及び委員構成について

資料4:「建築士事務所全国大会」過去の開催地等と今後の開催予定地

資料5:青年ワーキンググループの設置について

資料6:日事連Web会議システムの運用報告他

資料7:第126回建築士事務所協会全国会長会議等のスケジュール及び議事等について

資料8:賛助会員の入会促進等について

資料9:景観・まちづくり特別委員会の活動状況について

資料10:建築士事務所厚生年金基金の状況について

■第37回 建賠保険等調査専門委員会議事概要

日 時 平成28年10月31日(月)

13:30～16:00

場 所 日事連会議室

出 席 者 委 員 長 栗原信幸 副委員長 栗田政明

委 員 加藤義道、鳴海義一、古谷雄一

ワザバー 小川圭一、中川孝昭(日事連サービス)

事 務 局 居谷専務理事、前田、千浜、青柳

欠 席 者 阿部功(日事連サービス)

小山隆史、山口康喜(東京海上日動)

<配付資料>

委員名簿

第36回建賠保険等調査専門委員会議事概要

・資料1-1 建賠保険の加入状況について

・資料1-2 建賠保険の支払い状況について

・資料2 建賠保険の事故事例

・資料3 10/20・審査委員会概要

・参考1 日事連・建築士事務所賠償責任保険事故審査委員会 規約

・資料4 建築士個人を対象とした特約について

・参考2 日本建築士会連合会・建築士賠償責任補償制度

日事連サービス最近の取り組みと皆さまへのお願い

<議 事>

○委員紹介

議題1. 建賠保険の加入・支払い等の状況について(資料1-1、1-2)

(1) 建賠保険の加入の状況について

○日事連サービス中川相談役より資料1-1により平成28年7月～9月までの建賠保険の加入状況が報告された。建賠保険の会員の加入状況については、毎月、会務月報にて単位会に発信されている。全国の会員事務所の平均加入率は9月末で27.6%である。栃木、群馬、新潟、鳥取、島根、熊本、宮崎の7県については、40%超の加入率であり建賠保険への関心が高い。7月～9月までの加入率は27.5～27.6%と横ばいの値であり、建賠保険のPRの場となっている管理研修会の

受講者が少なくなっていることが影響していると考えられる。
加入促進のための対策として、単位会の協力のもと、非会員事務所向けに入会案内を送付した旨、報告された。

○意見交換を行い、以下のような意見が出された。

- ・居谷専務理事より、全建築士事務所の士会連、J I A、日事連のいずれかの建賠保険への加入率は平成26年度末12.6%、平成27年度末12.9%、平成28年度13.2%であり、増加傾向にはあるが、入札条件として建賠保険の加入を義務付けるには、まだ少ないとの意見が出された。
- ・日事連サービス中川相談役より、事務所協会の会員のうち、士会連、J I A、日事連の建賠保険のいずれかに加入しているかを調査した結果、業務を行っている人の70%程度が加入していた県があり、次回委員会にて資料を提出するとの意見が出された。

(2) 建賠保険の支払い状況について

○東京海上・小山氏により資料1-2により、平成27年6月～7月の支払い事例8件の中から5件について報告された。
主な概要は以下の通り。

- ・NO. 1065・・・梁寸法の不足により2階床にたわみが発生（建物の滅失・破損）
- ・NO. 955・・・マンションの2～9階共用廊下手摺部に亀裂が発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO. 971・・・精神病院保護室の壁材の破損（建築物の滅失・破損）
- ・NO. 1064・・・建物外壁仕上げ材にひび割れが発生（建築物の滅失・破損）
- ・NO. 992・・・鋼板補強箇所のコア抜き部分に防錆措置が施れず、鉄筋切断面に発錆（建築物の滅失・破損）

○支払状況についての意見交換を行った。

議題2. 事故事例集の作成について（資料2）

○加藤委員より資料2により、建賠保険事故事例集の進捗状況について、報告がなされた。事故事例集は、事故を未然に防ぐための啓蒙と、建賠保険への加入促進を目的として作成し

ている。建賠保険の対象範囲を網羅するよう実際の事案から16件を選定し、事案を特定できないよう金額を丸めるなどして修正を加えている。

○以下のような質疑を行った。

- ・完成した事故事例集はどのように活用するのか。
→日事連サービスのホームページに掲載し、日事連のホームページにもリンクを貼る予定である。他の周知媒体については、今後、当委員会にて協議し決定することとなっている。
- ・事故事例集の内容を詳しく知りたいと要望があった場合の対応はどうするのか。
→事故事例集の内容は、実際にあった事例をもとにしているが修正もしており、全く同じ事案は存在しない。また、事故ごとに建築要件や事故背景が異なるため、事故事例集と類似の事故であっても、支払額や過失割合が同じになる訳ではないので、事故の詳細を開示はできない。事故事例集は、あくまで建賠保険のPRや啓蒙のツールであると考えている。
- ・鉄骨造の場合、開口部の面積が大きくなると、非常に大きな補強材が必要となるのだが、設計者が構造をよく分かっているために、耐力不足による事故に繋がることが予想されるので、事例に加えてほしい。

議題3. 建築士事務所賠償責任保険審査委員会について（資料3、参考1）

○事務局より参考1により、平成28年4月に発足した事故審査委員会の目的、構成メンバー、対象事案についての説明がなされた。続いて、東京海上・小山氏より資料3により、10月20日に開催した第2回事故審査委員会の概要が説明された。リゾートホテルの客室浴室（バスタブ）排水のオーバーフロー事故に対する設計者の責任割合が審議の対象であり、設計者の責任割合30%は妥当であるとの結論に至った旨、説明された。

議題4. その他

【建築士個人を対象とした特約について（資料4、参考2）】

○東京海上・山口氏より資料3及び参考2により、平成27年6月施行の改正建築士法において、建築士個人の責任がより

明確化されており、士会連合会の建賠保険では平成28年4月より建築士個人が単独で保険に加入できる制度を開始していることから、日事連においても、建築士個人が訴えられた場合の補償を、オプションとして検討してはどうかとの提案がなされた。

○以下のような意見が出され、協議の結果、引き続き検討することとした。

- ・従業員である建築士が事故を起こした場合に、事務所を辞めれば責任を負わずに済むと考える建築士もいるので、建築士個人にも責任があることがわかる制度でよい。
- ・ある程度の規模の事務所では、一般的に技術面では管理建築士が責任を負い、金銭面では開設者が責任を負うものであり、所員個人に責任を負わせるのは、組織としておかしいのではないか。
- ・設計・監理契約は建築士個人ではなく、事務所が行うため、事故の責任を建築士個人が負うのはおかしい。
- ・民事的には建築士個人が訴えられることはないが、刑事的に建築士が訴えられることがあり、ニーズはあると思われる。
- ・事務所協会の会員は、建築士事務所であるので、建築士個人ではなく事務所が責任を持つような制度とするべきではないか。
- ・開設者と管理建築士が異なる場合、管理建築士は訴えられる可能性はある。

○この他、東京海上・山口氏より、平成30年の宅建業法の改正により、インスペクション業務が広く行われるようになると、調査や検査業務の見落としによる事故の増加が想定されるため、検査業務の見落としによる事故の補償も、今後、検討する予定である旨、説明された。

【日事連サービスの取り組みについて】

○日事連サービス中川相談役により、「日事連サービスの最近の取り組みと皆さまへのお願い」により、日事連サービスにて建賠保険の加入を促すため、管理研修会やトラブル事例集の講習会にて、建賠保険の重要性を講義する他、MVP賞を設け、単位会のモチベーションをあげる取り組みをしている旨、

説明がなされた。

*次回の委員会予定

平成29年2月17日（金） 13:30～16:00

■第1回広報・渉外委員会議事概要

日 時 平成28年11月11日（木）

14:00～16:50

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 植村吉延 副委員長 相場 博

委 員 藤原昇悟、矢尾憲一、西山勝敏、
丸川眞太郎、内田要（Web出席）

担当副会長 富岡 學

事務局 居谷専務理事、前田、鈴木、三浦、安藤

欠席者 委 員 海宝弘和

<配付資料>

資料1：平成28・29年度 広報・渉外委員会名簿

資料2：広報・渉外委員会の分担事項及び平成28年度事業計画等

資料3：共同要望運動の実施について

資料4：建築士事務所キャンペーン事業について

資料5：会誌編集専門委員会活動状況について

資料6：日事連ホームページの一部リニューアル（案）

資料7：平成29年度日事連建築賞募集要項等について

資料8：平成28年度上半期事業報告（案）

参 考：平成28年度要望書

平成28年度建築士事務所キャンペーン配布資料

追加資料：改正建築士法の施行状況等について

議 事

1. 広報・渉外委員会の分担事項及び平成28年度事業計画等の確認について

事務局から資料1、2により、広報・渉外委員会の分担事項と平成28年度事業計画について説明し、確認した。

2. 共同要望運動の実施について

事務局から資料3により、平成28年度の共同要望運動の実

施状況について、6月に単位会に要望書（印刷物及びPDF）が配布された旨の報告がなされ、平成29年度の共同要望運動に関して検討事項、スケジュール（案）の説明がなされた。

植村委員長より、広報・渉外委員会で国交省と年1回くらい意見交換会ができないか、また、設計料の低さが一番の問題であり、最低制限価格を設定することが重要であるとの意見が出された。

居谷専務理事より、次の趣旨の説明がなされた。

本年8月に建築関連四団体で業務報酬基準の見直し検討に関する要望を実施した。国には地方公共団体に對し発注業務に関する指導をする権限はないため、業務報酬基準に準拠した予定価格にしているか、また、入札契約に関する問題は地方公共団体に要望していく必要がある。

また、委員より、最低制限価格については、要望項目2「価格以外の要素を考慮した選定」に追記したため、それぞれ必要な項目を地方の状況に応じて強調して要望していかざるを得ないのではないかと意見が出された。

平成29年度の共同要望項目については、平成28年度共同要望項目をもとに修正・削除を検討し、その他追加すべき項目についても検討を行う。

次回委員会にて平成29年度要望項目（案）について検討するため、各委員は単位会及びブロック内で意見をとりまとめる。事務局は後日、委員に記入用紙を送付・回収し、次回委員会の前までに結果をまとめることとした。

3. 建築士事務所キャンペーン事業について

事務局から資料4により、平成28年度建築士事務所キャンペーン事業について、本年は建築士事務所キャンペーン実施経費として単位会に上限10万円の助成を行うこととなっており、キャンペーン結果報告書と収支報告書を受領後、とりまとめて助成金の支払いを行うとの報告がなされた。

本年8月に全面改訂したキャンペーン配布資料「安心して家を建てるには」について意見が出され、今後増刷の際に単位会の電話番号を追記すること並びに重要事項及び建築設計・監理契約についての表現方法を検討することとした。

この他、次回委員会にて、平成29年度建築士事務所キャンペーン事業における共通テーマ、実施要項（案）及び配布資料等について、検討することとした。

4. 改正建築士法の周知・普及活動について

相場副委員長より、改正建築士法の周知・普及活動について、現在の状況と今後どうしていくかを議論するべきとの提案がなされた。

事務局より現状ではホームページと建築士事務所キャンペーンでの周知活動が主となっているとの状況報告がなされた。また、居谷専務理事より本年5月の議連総会の折に報告された改正建築士法の施行状況等についてのアンケートでは、会員には概ね周知されているが、会員外の事務所や建築主などの一般への周知は十分ではない結果であった旨の報告がなされた。

委員より、周知については名刺等を利用したPRなど、期限を設定する必要はなく、単位会の支部では名刺に改正建築士法についての記載をし、イベントの折には配布資料として周知を行っており、継続的にやっていくべきことではないかなどの意見も出された。

協議の結果、単位会・会員などへの働きかけなどについて、検討課題にすることとした。

5. 会誌の発行について

事務局及び会誌編集専門委員でもある丸川委員から資料5により、下部委員会である会誌編集専門委員会の活動状況及び当面の課題について説明がなされた。

富岡担当副会長より、耐震ベッド・シェルターについて取り上げてもらいたいとの要望と、11月号に掲載された「建築士事務所の技術者人件費等について」は、大手事務所のデータのため掲載の必要がないのではないかと意見が出されたが、委員からは厚生労働省の公表しているデータをもとに業務・技術委員会で作成しているレポートであり、小規模事務所のデータはないが、参考にはなるとの意見が出された。

今後各委員は、会誌「日事連」を毎月読み、特集で取り上げて欲しい企画の提案や会誌についての意見などを出し、会員参加型の会誌となるように委員の所属する単位会やブロックで、

単位会だよりや会員からの寄稿を促すこととした。

6. ホームページを活用した広報活動

事務局から資料6により、ホームページを活用した広報等について以下の趣旨の説明がなされた。ホームページについて今後、主に以下の変更を加える予定である。

○他団体からの講習会の表示をタブ等で切り替えを行うようにする。

○単位会情報のタブ等を新設し、単位会同士の情報交換を行うことができるようにする。

会員向け情報についても、掲載すべき情報が精査できた後に検討を行う。

委員より、日事連へのアクセスについて、トップページからリンクできるようにした方が良いとの意見が出され、検討することとした。

7. 平成29年度日事連建築賞募集要項等について

事務局から資料7により、平成29年度日事連建築賞募集要項等について説明がなされた。

国の施策として既存建築物の有効活用が推進されており、日事連建築賞でも応募条件として増改築・改修等がなされた建築物についての取り扱いをどのようにするかが課題となっていた。資料7では、現募集要項でも新築のみとは規定されてなく、検査済証が交付された建築物であれば応募が可能となっていることから、募集要項の内容は変えずに周知広報する案としていた。具体的に募集要項にも記載するべきだとの意見が出され、協議の結果、後日、事務局で案を作成し、メールにて了承を得ることとした。

8. 平成28年度上半期事業報告について

事務局から資料8についての説明がなされ、原案のとおり了承された。

9. その他

次回委員会開催日：平成29年2月10日（金）

14：00～16：30（Web会議）

■第1回指導運営委員会議事概要

日 時 平成28年11月14日（月）

14：00～16：00

場 所 日事連会議室

出席者 委員長 新沼義雄 副委員長 小林忠志

委員 加藤彰、滝井利彰、若林亮、佐々木世希、河村晃文

担当副会長 岩本茂美

事務局 居谷専務理事、前田、千浜、野出

欠席者 委員 初鹿和久

< 提出資料 >

資料1 平成28年度 指導運営に関する事業計画

資料2 平成28年度上半期 指導運営に関する事業報告（案）

資料3 苦情の解決業務の事例集作成 年間スケジュールのイメージ（案）

資料4 平成28年度上半期 苦情の解決業務実施報告書（個別レポート）

資料5 個別レポートに関する助成制度の平成29年度以降の方策について（案）

資料6 トラブル予防 研修会 実施状況一覧

配布資料 指導運営委員会 委員名簿

配布資料 日事連機構図

配布資料 苦情の解決業務の事例集（平成27年度）

配布資料 「事例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」テキスト

議事1. 平成28年度 指導運営に関する事業計画の確認について

平成28年度の指導運営委員会の事業計画について、資料

1に基づき事務局より説明がなされた。各委員において今期の事業計画の内容を確認した。

議事2. 平成28年度上半期 指導運営に関する事業報告について

平成28年度上半期の指導運営委員会の事業報告案について、資料2に基づき事務局より説明がなされた。今年度上半期の苦情相談申込受付件数は、全単位会で25件と少なかった。各委員において事業報告案の内容を確認し、これを了承した。

議事3. 苦情の解決業務の事例集について

これまで指導運営委員会で作成してきている苦情の解決業務の事例集について、事務局より概要の説明がなされた。半期に一度、単位会から提出された個別レポートを基に本委員会で再編集し、年に1度事例集を発行しており、単位会の指導委員等へ配布されている。

資料3により事例集作成の年間スケジュール案が示され、概ねこのスケジュールで進めていくこととした。

議事4. 平成28年度上半期 苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)について

平成28年度上半期の苦情の解決業務実施報告書(個別レポート)について、資料4に基づき事務局より説明がなされた。上半期は6単位会から10事例が提出された。

提出された事例の内容を1つずつ確認していき、問題点や追記すべき事項等を協議した。

相談者A・建築士事務所B等の記号については基本的に不要とし、建築士事務所等が複数出てくる場合のみ、A・Bと記号を付加することとした。また、P.7の大阪会の事例については、助成対象の事例かどうか微妙な面があるため、担当者が内容等を確認することとした。

記述内容に関して、問題点や不明点等があれば担当委員から単位会へ確認し、分かりやすく修正することとした。

事例の修正等を担当する委員については、以下のとおり割り振り、12月末を期限に、修正した部分を朱書きにして事務局まで返送することとした。

[事例]	[担当委員]
岩手会(2件)	・・・ 新沼委員長
東京会(1件)	・・・ 加藤委員
神奈川会(1件)	・・・ 小林副委員長
福井会(1件)	・・・ 初鹿委員
大阪会(2件)	・・・ 若林委員
沖縄会(3件)	・・・ 滝井委員、佐々木委員、 河村委員(1件ずつ担当)

また、特に参考となる事例については、会誌「日事連」に掲載

するため、該当する事例をピックアップすることとした。

議事5. 個別レポートに関する助成制度の平成29年度以降の方策について

個別レポートの助成制度について、資料5に基づき事務局から説明がなされた。この制度は平成21年度1月に事務所協会が法定団体となったことにより、苦情の解決業務の体制確立のため、単位会からの個別レポートの提出1件につき1万2千円を助成する制度として運用されている。助成制度は2年更新であり、現在まで更新してきている状況となっている。今回、平成29年度3月で期限となるため、それ以降の助成制度の延長について検討した結果、平成31年3月まで延長することとし、了承された。

議事6. 「実例に学ぶ 建築士事務所のトラブル予防」テキスト及び研修会について

トラブル予防のテキスト及び研修会について、資料6に基づき事務局から説明がなされた。これまで指導運営委員会で作成してきた苦情の事例を基に、平成25年に会員のトラブル予防のためにテキストを作成し、研修会を行ってきた。現時点で、今年度は12単位会において研修会が実施される予定となっていることが報告された。

小林副委員長より、掲載事例の更新の必要性についての発言がなされ、引き続き検討することとした。

■次回日程

平成29年2月3日(金) 14:00～16:00
(Web会議)

■主な行事予定

※行事日程は中止・変更となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

平成28年
12月20日 会誌編集専門委員会
27日 JAAF-MST維持管理WG

平成28年11月末 会員・構成員異動報告等

1. 期 間 平成28年11月1日～11月30日
 2. 会 員 在 籍 正会員 46団体 構成員 14,860事務所
 賛助会員 5社

単位会	構成員		建築士事務所登録		賠償責任保険		
	増 減	在籍数(A)	登録数(B)	加入率(A/B)	増 減	加入数(C)	加入率(C/A)
北海道	+ 1	1,031	4,545	22.7 %	+ 2	248	24.1 %
青 森		182	961	18.9 %		39	21.4 %
岩 手		276	1,056	26.1 %		67	24.3 %
宮 城		357	2,099	17.0 %		74	20.7 %
秋 田		146	1,115	13.1 %	+ 2	45	30.8 %
山 形		179	1,199	14.9 %		55	30.7 %
福 島		232	1,647	14.1 %	+ 1	65	28.0 %
茨 城		501	2,118	23.7 %	+ 1	153	30.5 %
栃 木		181	1,417	12.8 %		85	47.0 %
群 馬		191	1,795	10.6 %		93	48.7 %
埼 玉		500	5,063	9.9 %		119	23.8 %
千 葉		411	3,553	11.6 %		119	29.0 %
東 京	+ 3	1,570	15,564	10.1 %	+ 2	535	34.1 %
神奈川		782	6,311	12.4 %		199	25.4 %
新 潟	- 2	323	2,408	13.4 %		133	41.2 %
長 野	- 2	431	2,241	19.2 %		121	28.1 %
山 梨		108	853	12.7 %		9	8.3 %
富 山	+ 1	302	1,283	23.5 %		59	19.5 %
石 川	+ 1	304	1,324	23.0 %		53	17.4 %
福 井		229	1,023	22.4 %		55	24.0 %
静 岡		436	3,258	13.4 %	+ 2	136	31.2 %
愛 知	+ 6	559	5,218	10.7 %		128	22.9 %
三 重		188	1,293	14.5 %		66	35.1 %
滋 賀		184	1,182	15.6 %		33	17.9 %
京 都	+ 2	336	2,187	15.4 %	+ 1	94	28.0 %
大 阪		779	6,603	11.8 %	+ 1	192	24.6 %
兵 庫	+ 1	427	3,637	11.7 %	+ 1	107	25.1 %
奈 良		107	952	11.2 %		23	21.5 %
和歌山		129	797	16.2 %		25	19.4 %
鳥 取		97	503	19.3 %		46	47.4 %
島 根		126	707	17.8 %		67	53.2 %
岡 山	- 1	400	1,548	25.8 %		63	15.8 %
広 島	+ 1	344	2,401	14.3 %		124	36.0 %
山 口		115	1,100	10.5 %		36	31.3 %
徳 島		102	885	11.5 %		15	14.7 %
香 川		103	1,134	9.1 %		17	16.5 %
愛 媛		157	1,220	12.9 %	+ 1	38	24.2 %
高 知		140	655	21.4 %		26	18.6 %
福 岡	+ 1	468	3,808	12.3 %		150	32.1 %
佐 賀		178	631	28.2 %	+ 1	34	19.1 %
長 崎		249	862	28.9 %		43	17.3 %
熊 本		221	1,326	16.7 %		96	43.4 %
大 分		143	945	15.1 %		39	27.3 %
宮 崎	- 1	120	1,089	11.0 %		55	45.8 %
鹿児島		319	1,327	24.0 %	+ 1	86	27.0 %
沖 縄	+ 3	198	1,306	15.2 %		58	29.3 %
計	+ 14	14,861	104,149	14.3 %	+ 16	4,123	27.7 %

※建築士事務所登録数は平成28年3月末日現在の数字である。